

生涯教育基本規程

平成 24 年 12 月 15 日制定

平成 27 年 10 月 3 日改正

平成 27 年 12 月 19 日改正

(目的)

第 1 条 本規程は、診療放射線技師の生涯教育の基準と目標を明確にし、それにより得られる資質の向上をもって国民保健の維持発展に寄与することを目的とする。

(到達目標)

第 2 条 生涯教育の到達目標として、以下の称号を付与するものとする。

- (1) アドバンス診療放射線技師
- (2) シニア診療放射線技師
- (3) マスター診療放射線技師

(到達目標)

第 3 条 前条に定める称号は、各称号に応じた到達基準を満たす者に付与するものとする。

2 前項の到達基準について以下の通りとする

- (1) アドバンス診療放射線技師

次の各号の全てに該当する者

① 診療放射線技師基礎講習医療基礎コースの 4 科目（看護学、救急医療学、医療安全学、医療社会倫理学）を全て修了した者

② 本会生涯教育カウント 300 カウント以上を取得した者

- (2) シニア診療放射線技師

アドバンス診療放射線技師の称号を受け、次の各号のいずれかに該当する者

① 学士号を有する者

② 本会生涯教育カウント 1,000 カウント以上を取得した者

- (3) マスター診療放射線技師

シニア診療放射線技師の称号を受け、次の各号のいずれかに該当する者

① 博士号を有する者

② 本会生涯教育カウント 3,000 カウント以上を取得した者

(認定証)

第4条 前条に定める到達基準を満たした者には認定証を授与することができる。

(生涯教育)

第5条 生涯教育の対象は以下の各号に区分する。

- (1) 学術・研修活動
- (2) 認定資格
- (3) その他必要と認めるもの

2 各区分における内容については、別に定める。

(表彰)

第6条 生涯教育に積極的に取り組んだ診療放射線技師に対して表彰を行うことができる。

2 社会活動に積極的に取り組んだ診療放射線技師に対して表彰を行うことができる。

(既定の改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年12月15日から施行する。
- 2 継続教育基本規程並びに細則（平成21年4月1日）は、本規程の施行をもって廃止する。
- 3 この規程は、平成27年12月19日から施行する